

●ご当地ナンバー「平泉」実現へ向けて 10万人署名活動にご協力を

本市をはじめとする県南4市町の商工団体、観光協会、自治体で構成する「平泉ナンバーを実現させる会」（会長・宇部貞宏一関商工会議所会頭）では、ご当地ナンバーである「平泉」ナンバーの早期実現を目指し、胆江、両磐全域で10万人の署名活動を展開しています。平泉の文化遺産を核とした、県南地域の知名度アップが期待される平泉ナンバー。実現へ向け、ぜひご協力ください。



●ご当地ナンバーのメリット

ご当地ナンバーには「仙台（宮城県）」や「会津（福島県）」、「富士山（山梨・静岡県）」などがあり、走る広告塔として知名度アップによる地域振興、観光振興、運転マナーの向上などの効果を上げています。「平泉」ナンバーの実現は、東日本大震災からの復旧・復興にも大きく貢献することが期待されます。

●10万人署名活動

市は、全世帯へ10月中旬に署名用紙の配布や、事業所

や各種団体へ署名依頼を行います。年齢や運転免許の有無は問いません。1人でも多くの署名にご協力ください。

記入した署名用紙は、次の提出先窓口までお届けください。

■提出先 本庁政策企画課、各総合支所総務企画課、各地区センター、奥州商工会議所本所・各支所、前沢商工会、市観光物産協会

■問い合わせ 本庁政策企画課企画推進係（内線423）

●市内全小中学校の日常の教育活動を公開 「学校を市民に公開する日」を実施します

市教育委員会は、学校教育活動への理解を深めるてもらうことを目的に、11月に学校教育活動を市民に公開します。

●教育活動の公開

11月に市内全小中学校の日常の教育活動を公開します。中学校区ごとの公開日は下表のとおりです。どなたでも見学可能ですので、子どもたちの学校生活をご覧ください。各学校の詳しい公開スケジュールや内容、駐車場などの情報は、10月中旬以降に市ホームページでお知らせします。なお、参観の際の写真、ビデオ撮影はご遠慮ください。

●給食センターの公開・試食会

教育活動の公開に合わせ、各区の学校給食センターも公開します。どなたでも見学できますが、試食を希望する人は事前に各センターにご連絡ください。

※給食費300円が必要です

■問い合わせ 市教育委員会事務局学校教育課（江刺総合支所内線426）

●中学校区ごとの学校公開日・給食センター公開概要

対象校	期 日	給食センター	時間	試食数	申込期限
水沢中学校区	11月1日 （ ☎ ）	水沢区中学校給食センター （☎⑤6701）	見学:10:00～11:30 試食:11:40～12:30	各日40食	10月24日 （ ☎ ）
東水沢中学校区	11月9日 （ ☎ ）				11月1日 （ ☎ ）
水沢南中学校区	11月2日 （ ☎ ）				10月24日 （ ☎ ）
江刺第一中学校区	11月17日 （ ☎ ）	江刺学校給食センター （☎③2310）	見学:10:20～11:20 試食:11:30～12:00	各日15食	10月25日 （ ☎ ）
田原中学校区	11月18日 （ ☎ ）				
江刺南中学校区	11月15日 （ ☎ ）				
江刺東中学校区	11月9日 （ ☎ ）				
前沢中学校区	11月9日 （ ☎ ）	前沢学校給食センター （☎⑤2535）	見学:9:00～11:30 試食:11:30～12:15	10食	10月26日 （ ☎ ）
小山中学校区	11月17日 （ ☎ ）	胆沢学校給食センター （☎④2292）	見学:9:30～11:20 試食:11:30～12:00	各日10食	各公開日の 2週間前
南都田中学校区	11月22日 （ ☎ ）				
若柳中学校区	11月9日 （ ☎ ）				
衣川中学校区	11月18日 （ ☎ ）				

●東日本大震災などで被害を受けた皆さんへ 市税の減免について

東日本大震災により、住宅などの建物などに被害を受けた人で、次の要件に該当する人は、市税の軽減や免除などの措置を受けることができます。詳しくはそれぞれの相談窓口にお問い合わせのうえ、必要な手続きを行ってください。

【固定資産税】

被害認定調査で固定資産の損害の程度が2割以上と認定された場合。

※対象者には、減免申請書を郵送します

■申請期限 11月22日

■問い合わせ 本庁資産税課（内線351～357）

【個人市県民税】

次の要件のいずれかに該当する場合。

①死亡または障がい者となった

②所有する全ての家屋または家財に2割以上の被害を受け、前年所得が一定以下である

③②に該当する人を、税法上の扶養または控除対象配偶者としている

④失業、廃業などにより今年の所得が著しく減少する（前年の所得が一定以下の人に限る）

※②または③の対象者には、減免申請書を郵送します

■問い合わせ 本庁市民税課（内線341、344～347）

【国民健康保険税】

震災時に市内に在住または、震災後に市内に転入した人で、次の要件に該当する場合。

①主たる生計維持者が死亡、重傷または行方不明となった

②主たる生計維持者の事業を廃止・休止した、または事業収入などが著しく減少する（前年の所得が一定以下の人に限る）

③長期避難世帯または原発事故による政府の避難指示などにより、主たる生計維持者が市内に転入した

④主たる生計維持者の居住する住宅に、半壊以上の損害を受けた（借家などを含む）

※④の対象者には、減免申請書を郵送します

■問い合わせ 本庁市民税課（内線342、343、348）

【納付相談】

納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。

■問い合わせ 本庁収納課滞納対策室（内線334～337）、各総合支所税務分室

●23年10月分以降の受給には新たに申請が必要です 子ども手当制度が変わりました

10月から子ども手当制度が変わりました。10月分以降の受給には、これまで受給していた人も含め、全ての人が新たに申請が必要です。対象となる保護者には、申請の案内を10月中旬ごろに通知しますので、申請してください。また、集中受付期間を設けますのでご利用ください。

【変更後の主な制度内容】

■支給月額

①3歳未満…15,000円 ②3歳以上小学校修了前まで（第1子・第2子）…10,000円 ③3歳以上小学校修了前まで（第3子以降）…15,000円 ④中学生…10,000円

■支給対象者

①父または母のうち主たる生計維持者など

②里親または児童福祉施設などの設置者

※子どもが児童福祉施設などに入所している場合や、海外に住んでいる場合は支給要件に該当しません

【申請方法】

送付された認定請求書（子ども手当担当課にも設置）に必要な事項を記入し、郵送または直接窓口へ
※独立行政法人職員を除く公務員の申請は、職場で確認してください

■持ち物 認定請求書、印鑑、親（申請者）の通帳・保険証のコピー

※子どもと別居している人は子どもの住民票謄本が

必要です

■その他 10月以降に子どもが生まれた人や、他市町村から転入した人は、速やかに申請してください

【集中受付期間】

■日程・会場

期間	会場
10月24日 （ ☎ ） ～31日 （ ☎ ）	市役所3階講堂
10月24日 （ ☎ ） ～28日 （ ☎ ）	江刺総合支所212会議室
10月25日 （ ☎ ） ～28日 （ ☎ ）	前沢総合支所市民環境課
10月25日 （ ☎ ） ～28日 （ ☎ ）	胆沢総合支所市民環境課
10月24日 （ ☎ ） ～28日 （ ☎ ）	衣川保健福祉センター

※29日（☎）、30日（☎）は市役所3階講堂でも受け付けします。また、上記期間外は、各総合支所子ども手当担当課で受け付けします

■問い合わせ・申請先 本庁子ども・家庭課家庭福祉係（☎023-8501 ※住所記載不要、内線234）、各総合支所子ども手当担当課